

議案第59号

静岡市暴力団排除条例の一部改正について

静岡市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市暴力団排除条例の一部を改正する条例

静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）第2条第1項の実施機関」を「静岡市議会及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第63条に規定する行政機関の長等である市の機関」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。